

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	東松山市 子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付等に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等の規定に基づき、特定教育・保育施設等の利用を希望する子どもとその保護者について、教育・保育給付認定（認定区分、保育必要事由、保育必要量、利用者負担区分の決定等）又は施設等利用給付認定等を行うため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に関して必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定若しくは教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④教育・保育給付認定の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦施設等利用給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧地域子ども・子育て支援事業に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、収納消込システム、統合宛名システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル、収納消込ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表 127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部保育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-24-6123 e-mail：somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 保育課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-23-2239 e-mail：hoikuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	☐ 1,000人以上1万人未満 ☐ 1,000人未満 (任意実施) ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上30万人未満 ☐ 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年7月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	☐ 500人以上 ☐ 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年7月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	☐ 発生あり ☐ 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を適切に行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	5 評価実施機関における担当部署	①部署 教育部保育課 ②所屬長 保育課長 山下弘樹	①部署 子ども未来部保育課 ②所屬長 保育課長 桶谷易司	事後	機構改革による部名等の変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成28年4月13日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、各教育・保育施設の利用を希望する児童・保護者について、支給認定(認定区分、保育必要事由、保育必要量、利用者負担区分の決定等)を行うため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給認定の申請・変更申請受理に関する業務 ②支給認定の申請内容の審査に関する業務 ③支給認定証交付に関する業務 ④支給認定の職権による変更に関する業務	②事務の概要 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、各教育・保育施設の利用を希望する児童・保護者について、支給認定(認定区分、保育必要事由、保育必要量、利用者負担区分の決定等)を行うため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に関して必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④支給認定の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の改正により、当該事務の主務省令が正式に定まったことから、取り扱い事務の内容の文言表現を当該主務省令に整合させるものであり、取り扱い事務の内容自体に変更がないものであることから、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成29年4月10日	5 評価実施機関における担当部署	①部署 子ども未来部保育課 ②所屬長 保育課長 桶谷易司	①部署 子ども未来部保育課 ②所屬長 保育課長 小澤秀明	事後	人事異動に伴う変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
平成31年4月17日	5 評価実施機関における担当部署	①部署 子ども未来部保育課 ②所屬長 保育課長 小澤秀明	①部署 子ども未来部保育課 ②所屬長 保育課長 太宰英郎	事後	人事異動に伴う変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
令和1年7月5日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①事務の名称 子どものための教育・保育給付に関する事務 ②事務の概要 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、各教育・保育施設の利用を希望する児童・保護者について、支給認定(認定区分、保育必要事由、保育必要量、利用者負担区分の決定等)を行うため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に関して必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④支給認定の変更の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務	①事務の名称 子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付等に関する事務 ②事務の概要 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、特定教育・保育施設等の利用を希望する子どもとその保護者について、教育・保育給付認定(認定区分、保育必要事由、保育必要量、利用者負担区分の決定等)又は施設等利用給付認定等を行うため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に関して必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定若しくは教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④教育・保育給付認定の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦施設等利用給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、事務の名称、概要等を変更・追加するものであるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和3年6月4日	I 関連情報 5. 実施機関における担当部署	①部署 子ども未来部保育課	①部署 子ども家庭部保育課	事後	人事異動に伴う変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない。
令和3年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年6月22日	5 評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名	保育課長 太宰英郎	課長	事後	記載事項修正
令和7年2月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	第9条第1項 別表第一 94の項	第9条第1項 別表 127の項	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和7年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 別表第二 116の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和7年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム、収納消込システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、収納消込システム、統合宛名システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請サービス	事前	
令和7年2月21日	I 関連情報 5. 実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭部保育課	子ども家庭部保育課	事後	人事異動に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない。